

保育所（園）と幼稚園のちがい

初めての出産を控えたお母さんや、出産後、間もないお母さんにとって「子育て」とは楽しみである半面、仕事と両立と考えると不安や悩みは尽きないのではないのでしょうか。そこで、少しでも気持ちを軽くするために大切なお子さまを預ける施設について紹介します。それぞれの特色、申込のタイミングや窓口などについて、正しい知識と情報を提供します。

| 保育所(園) | | 幼稚園 |
|--|---|--|
| 0歳から小学校就学前まで | 入所年齢 | 満3歳から小学校就学前まで |
| <p>次のような理由で保護者がお子さんを保育できない場合に預かる児童福祉施設です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 昼間仕事をしている。 2. 妊娠中又は出産後、間もない。 3. 病気・けが・精神や身体に障害がある。 4. 同居の親族を常時介護している。 5. 災害等によりその復旧にあたっている。 | <p>利用条件</p> <p>学校教育法に基づく幼児のための学校です。入園に当たって特に制限はありません。</p> |  |
| 住んでいる市町村役場の児童福祉担当課（入所を希望する保育所でも可）に申し込んで市町村長の承諾を受ける必要があります。 | 申込み窓口 | 保護者が希望する幼稚園に直接申込みます。幼稚園からの入園の許可を受ける必要があります。 |
| <p>4月の入所は、前年の9～12月頃に募集案内をして申込を受け付けています。その他、必要な時にいつでも申込ができます。</p>  | 申込み時期 | 4月からの入園は、前年9月1日から募集案内をして申込みを受け付けています。（地区によって時期は異なります。）その他の時期の入園は、随時受け付けています。満3歳児入園（満3歳の誕生日を迎えた後の年度途中の入園）については、各園にお問い合わせください。 |
| <p>家庭の所得の状態とお子さまの年齢によって市町村が保育料を決定します。一般的には、2～5万円程度です。上のお子さんが保育所（園）、幼稚園又は認定こども園等を利用していると保育料が軽減されます。保育料は市町村に納めます。</p> <p>一日8時間を原則としています。</p> | <p>保育料（月額）</p> <p>保育時間</p> | <p>各幼稚園が定めるので、幼稚園によって様々です。一般的には、私立幼稚園では保育料と諸費を含めて2～3万円程度です。保護者の所得に応じて就園奨励費補助金が交付されます。保育料は各幼稚園に直接納めます。</p> <p>一日4時間を標準としています。</p> |
| 3歳児未満は完全給食で、3歳児以上は主食だけ持参します。（完全給食を行っているところもあります。） | 給食 | 多くは完全給食を実施しています。他に補食給食、ミルク給食を行っているところもあります。 |
| 原則、日曜日、祝日、年末年始はお休みです。 | 休日 | 土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです。春、夏、冬休みがあります。 |
| 保護者が負担する保育料の他、大部分が公的なお金で賄われています。 | 保育に必要な経費 | 保護者が納める保育料の他、公的な助成を受けています。 |

⑨詳細については、市町村により異なります。お住まいの市町村児童福祉担当課にお問い合わせください。

お問い合わせ等のお手伝いをさせていただきますのでご連絡ください。
NPO法人エンジェルライン 担当：野田

☎090-2166-0654 E-mail support-jichi@angel-line.jp

